

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定 確認事項

(1)利用権設定申出書「1 各筆明細」について

- 双方の住所、氏名、電話番号に誤りはありませんか。
- 死亡者の氏名になっていませんか。
- 共有名義になっていませんか。(共有者の同意印が必要です。)
- 農地面積(耕作面積)は誤りはありませんか。
- 現況地目は誤りはありませんか。
- 始期、終期は確認しましたか。
(終期は毎年4月9日または11月9日のどちらかに設定してください。)
(定められた期間が満了するときに更新手続きがない場合は、自動的に賃貸借契約は終了し、借り手は、農用地を返還しなければなりません。)
- 借料は、10aあたりで記入しましたか。
- 支払い方法は、確認しましたか。
- 設定期間は、確認しましたか。
- 貸し手は、納税猶予を受けていませんか。
- 貸し手及び借り手は、経営委譲年金を受給していませんか。
(受給中の場合は、事前に農業委員会へご相談ください。)

(2)利用権設定申出書「2 共通事項」について

- 共通事項の内容は、確認しましたか。
- 原状の状態を双方で確認しましたか。
(借り手は、返還時に原状に回復する義務が生じるため、必要に応じ双方で写真等保存してください。)
- 疑義が生じたとき、借り手、貸し手及び市が協議しますが、内容によっては民事となる場合があります。

(3)その他

- 借り手は、所有及び借入れしている農用地をすべて耕作していますか。

以上について、説明を受け確認しました。

令和 年 月 日
貸し手 住所 _____
氏名 _____ (印)
借り手 住所 _____
氏名 _____ (印)